

税理士試験／要点整理シリーズ〔追録〕

平成20年度

■改正税法早わかり

中央経済社

《ま え が き》

平成20年版 改正税法早わかり

❧ 平成20年度改正のポイント利用方法

この「平成20年度改正税法早わかり」は、税理士試験受験者のために、改正法項目を表欄形式により整理したものです。ご利用にあたっては以下の点にご確認ください。

- (1) 政令・省令事項改正内容の詳細は、受験雑誌等の続報記事にてご確認ください。
- (2) 本文中の項目には、今後（本年又は来年）の税理士試験の受験勉強の便のため、以下のような区分で、「改正の概要」「重要度」を表示しました。

- ◎……重要な学習項目
- ……学習しておくべき項目
- △……受験上無視してもよい項目

* 平成20年4月30日現在施行の法令等にもとづいて作成しています。

税理士試験においては、その年の法令等の適用日（今年度は平成20年4月14日）に施行されている法令に基づいて実施されています。

ただし、平成20年度の税制改正については、平成20年1月11日に閣議決定された「平成20年度税制改正要綱」に基づいて作成された「所得税法等の一部を改正する法律」は平成20年4月30日に公布され、同日より施行されました。なお、税理士試験の試験科目の出題範囲において、適用される法令等は、平成20年4月14日現在で、施行されているものとされるため、この法律が、平成20年度の税理士試験の範囲に含まれるかどうかは、現在のところ不明です。

本「追録」を利用するに当たっては、実施当局の平成20年4月30日の施行の法律の取り扱いに注し、税理士試験の学習を進められるようお願いいたします。

はじめに

平成 20 年度税制改正については、平成 19 年 12 月 13 日に『平成 20 年度税制改正大綱』が公表され、平成 20 年 1 月 11 日に『平成 20 年度税制改正要綱』が閣議決定された。その後、平成 20 年 3 月 31 日に『国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律』が公布され、同年 4 月 1 日に施行された。なお、要綱に基づいて作成された『所得税法等の一部を改正する法律』は平成 20 年 4 月 30 日に公布され、同日より施行された。

本年税制改正は、税体系の抜本的改革に向けた橋渡しとして、これまでの構造改革の過程で生じた諸問題への対応に重点を置いた。すなわち、地域間の財政力格差問題に正面から取り組み、その第一歩となる措置を講じるとともに、中小企業の活性化の観点から、起業、成長及び事業承継の各段階で手厚い配慮を行うこととした。

また、わが国の寄附文化を醸成し、民が担う公益活動を促進する観点から、寄附金税制及び新たな公益法人に対する税制の抜本的見直しを行うこととし、喫緊の課題となっている環境問題や暮らしの安心・安全などの観点から国民生活に配慮する次のような税制措置が講じられた。

1 経済活性化・競争力の強化

(1) 研究開発税制・情報基盤強化税制

- ① 研究開発税制について、投資のインセンティブをより高める観点から、現行の試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、試験研究費を増加させた場合と売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える場合のいずれかを選択して適用できる税額控除制度が創設された。
- ② 情報基盤強化税制について、生産性の向上を図る観点から、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携させるためのソフトウェアが対象に追加された。

(2) 中小企業・ベンチャー支援

- ① 人材投資（教育訓練）促進税制について、中小企業の生産性の向上や人材育成に資する観点から、対象を中小企業に集中し、中小企業が利用しやすい仕組み（増加を要件としない総額型）に改組された。

- ②ベンチャー企業の育成を支援する観点から、エンジェル税制を大幅に拡充し、起業期の特定中小会社に出資した場合に1,000万円を限度として寄附金控除を適用する制度が創設された。

(3) 事業承継税制

- ①中小企業の事業の継続の円滑化に資するため、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度が創設された。本制度は「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」施行日（平成20年10月1日）以後の相続等に遡って適用される。
- ②この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めるとともに、相続税の総合的見直しが検討されることとなった。

(4) 減価償却制度

- ①機械及び装置を中心に、資産区分の大括り化を図るとともに、法定耐用年数の見直しが行われた。
- ②法定耐用年数の短縮特例制度について、承認申請の事務負担に配慮し、手続の簡素化が行われた。

2 民間が担う公益活動の推進、「ふるさと納税」

(1) 公益法人制度改革への対応

平成20年12月から施行予定である新しい公益法人制度に対応し、税制面からも民間の公益活動を支えていくため、公益社団法人・公益財団法人について、公益目的事業から生じる収益を非課税とするとともに、その全てを特定公益増進法人として寄附優遇の対象とする。

(2) 寄附金税制

- ①民間による自発的な公益活動を更に促進するとの観点から、特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得の金額の5%（現行2.5%）に引き上げる。
- ②認定NPO法人制度について、認定要件の緩和及び申請手続の負担軽減などが行われる。

3 環境問題、安心・安全への配慮

地球温暖化防止をはじめ環境問題に対する税制上の対応として、民生部門の省エネルギー対策等を促進するため、住宅の省エネ改修促進税制（住宅ローン控除制度の特例）が創設された。

4 金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率10%を平成20年末で廃止し、平成21年から20%とする。その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21年から22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について軽減税率10%が適用される。

また、平成21年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みが導入される。

以下、平成20年度税制改正のうち今年度の試験に係る部分を中心に図表で示すと次のとおりである。

I 所得税関係

《所得税法》

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
◎	減価償却制度	所法49	<p>① 法定耐用年数区分の見直し</p> <p>法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに、次のような考え方により法定耐用年数を見直す。</p> <p>(イ) 機械及び装置の各耐用年数区分について、日本標準産業分類の中分類単位に大括り化(55区分)する。</p> <p>(ロ) 見直し後の法定耐用年数については、中分類毎に新たな耐用年数を設定(使用実態調査の結果、得られた耐用年数区分毎の平均使用年数(注)と一資産当たりの平均取得価額を使用し、加重平均の方法により算出)する。</p> <p>(注) 資本的支出を行っている耐用年数区分については、取得価額に対する資本的支出の割合に対応する年数分だけ平均使用年数を短縮する。</p> <p>(ハ) 実使用年数が短い等の理由により、新たな耐用年数をそのまま適用することが適当でない設備については、その中分類の中で細目として別立てする。</p>	平成21年分以後
		平成20年改正耐用省令附則2		

	<p>耐用年数 省令 平成20年 改正耐用 省令附則 2</p>	<p>② 耐用年数表の見直し</p> <p>耐用年数表については、減価償却資産の使用実態を踏まえ、項目数の多い別表第二(機械及び装置の耐用年数表)を中心に見直しが行われた。</p> <p>なお、耐用年数表の改正の考え方は、次のとおりとなる。</p> <p>図表 耐用年数表の見直し</p> <table border="1" data-bbox="404 408 852 820"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前の耐用年数表</th> <th rowspan="2">改正の考え方</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置以外の有形減価償却資産</td> <td>別表第一</td> <td>別表第七より一部追加</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>別表第二</td> <td>390区分から55区分へ整理</td> </tr> <tr> <td>無形減価償却資産</td> <td>別表第三</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生物</td> <td>別表第四</td> <td>実態に合わせて見直し</td> </tr> <tr> <td>汚水処理用減価償却資産</td> <td>別表第五</td> <td>統合されて別表</td> </tr> <tr> <td>ばい煙処理用減価償却資産</td> <td>別表第六</td> <td>第五(公害防止用減価償却資産)へ</td> </tr> <tr> <td>農林業用減価償却資産</td> <td>別表第七</td> <td>別表第一及び別表第二に統合</td> </tr> <tr> <td>開発研究用減価償却資産</td> <td>別表第八</td> <td>別表第六へ</td> </tr> </tbody> </table>	改正前の耐用年数表		改正の考え方	種 類	区 分	機械及び装置以外の有形減価償却資産	別表第一	別表第七より一部追加	機械及び装置	別表第二	390区分から55区分へ整理	無形減価償却資産	別表第三	—	生物	別表第四	実態に合わせて見直し	汚水処理用減価償却資産	別表第五	統合されて別表	ばい煙処理用減価償却資産	別表第六	第五(公害防止用減価償却資産)へ	農林業用減価償却資産	別表第七	別表第一及び別表第二に統合	開発研究用減価償却資産	別表第八	別表第六へ	<p>平成21年分 以後</p>
改正前の耐用年数表		改正の考え方																														
種 類	区 分																															
機械及び装置以外の有形減価償却資産	別表第一	別表第七より一部追加																														
機械及び装置	別表第二	390区分から55区分へ整理																														
無形減価償却資産	別表第三	—																														
生物	別表第四	実態に合わせて見直し																														
汚水処理用減価償却資産	別表第五	統合されて別表																														
ばい煙処理用減価償却資産	別表第六	第五(公害防止用減価償却資産)へ																														
農林業用減価償却資産	別表第七	別表第一及び別表第二に統合																														
開発研究用減価償却資産	別表第八	別表第六へ																														
	<p>所令30⑦ ⑧、所規 32 平成20年 改正所令 附則 2</p>	<p>③ 耐用年数の短縮特例制度の手続きの簡素化</p> <p>耐用年数の短縮特例について、本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができることとする。</p>	<p>平成20年分 以後</p>																													
<p>○</p>	<p>工事進行基準 の計上方法等</p>	<p>所法66 平成20年 改正法附 則 4</p> <p>工事収益の計上方法等について、次のとおり見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を2年以上から1年以上に、請負金額要件を50億円以上から10億円以上に、それぞれ見直す。 ② 工事進行基準を適用できる長期大規模工事以外の工事の範囲に、損失が生ずると見込まれる工事を追加する。 ③ 工事進行基準の対象に、ソフトウェアの受注制作を追加する。 	<p>個人が平成 21年 1 月 1 日以後に 着手する工 事(経過措 置工事を除 く)について 適用し、 個人が同日 前に着手した 工事(経</p>																													

			④ 工事進行基準の適用により計上した未収金は、その発注者を債務者とする金銭債権として、貸倒引当金制度等を適用することとする。	過措置工事を含む)については、なお従前の例による。
○	電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類の追加	国税庁告示31	<p>所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出又は提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類を追加する。</p> <p>① 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書</p> <p>② 雑損控除、寄附金控除、勤労学生控除の証明書等</p> <p>③ 個人の外国税額控除に係る証明書</p> <p>④ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)</p> <p>⑤ バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)</p> <p>⑥ 政党等寄附金特別控除の証明書</p>	原則として、平成20年1月4日以後に、平成19年分の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する。
△	先物取引に関する調書制度	<p>所法225</p> <p>① 平成20年改正法附則7</p>	先物取引に関する調書制度について、金融商品取引業者は、居住者等が行った店頭で取引される金融商品先物取引等の差金等決済があった場合には、その差金等決済があった日の翌月末日まで又は差金等決済があった日の属する年の翌年1月31日までに一定の支払調書を税務署長に提出しなければならないこととする等の整備を行う。	平成21年1月1日以後に行われる差金等決済について適用する。

《租税特別措置法》

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
△	非居住者等の利子所得に対する課税	<p>措法6、</p> <p>措令3の2</p> <p>平成20年改正法附則31</p>	<p>非居住者又は外国法人の利子所得に対する課税について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものを加える。</p> <p>② 外国法人が国外において発行する割引債について、その割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合には、その発行時に、投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して18%の税率により源泉徴収を行う。</p>	左記③の改正は、外国法人が平成20年4月1日以後に発行する債券について適用する。

			③ 民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子を加えた上、その適用期限を2年延長する	
◎	試験研究費の特別控除	措法10⑥	<p>試験研究費に係る特別税額控除制度について、試験研究費の増加分に対する特別税額控除割合を上乗せする特例(いわゆる「増加型」)を改組し、次の特例のいずれかを選択適用できる制度を創設する。</p> <p>この制度における控除税額の上限は、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。</p> <p>① 増加型 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額の特別税額控除ができることとする。</p> <p>② 高水準型 試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額の特別税額控除ができることとする。</p> <p>なお、超過税額控除割合は、次の算式のとおりとする。</p> <p>【算式】 超過税額控除割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2</p>	平成21年及び平成22年分の所得税について適用する。
◎	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却及び所得税額の特別控除	措法10の2①		適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。
◎	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除	措法10の3①		適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。

<p>◎ 事業基盤強化設備(教育訓練)を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除</p>	<p>措法10の4⑥⑦ 平成20年改正法附則36</p>	<p>① 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度について、対象を中小企業者等に限定する。</p> <p>② 労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた特別税額控除割合(8%~12%)を乗じた金額の特別税額控除ができる制度に改組する。</p> <p>なお、特別税額控除割合は、次のとおりとする。</p> $\text{特別税額控除割合} = \left[\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労働費の額}} - 0.15\% \right] \times 40 + 8\%$ <p>③ 本特例を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。</p>	<p>平成21年分以後の所得税について適用する。</p> <p>平成20年分以前の所得税については、なお従前の例による。</p>
<p>◎ 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除</p>	<p>措法10の6</p>	<p>① 対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを追加する。</p> <p>② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等について、対象設備等の取得価額の合計額の最低限度を70万円(改正前300万円)に引き下げる。</p> <p>③ 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人について、対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。</p>	<p>適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。</p>
<p>○ 優良賃貸住宅の割増償却</p>	<p>措法14</p>		<p>優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置の適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。</p>
<p>◎ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の必要経費の特例</p>	<p>措法28の2①</p>		<p>適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。</p>

△	給与所得者等 が住宅資金の 貸付け等を受 けた場合の課 税の特例	措法29 ①～③		給与所得者 等が住宅資 金の貸付け 等を受けた 場合の課税 の特例の適 用期限を平 成22年12月 31日まで2 年延長す る。
△	特定新規中小 会社が発行し た株式を取得 した場合の課 税の特例(い わゆるエン ジェル税制)	措法41の 19	<p>① 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」という)が、その年中に特定新規中小会社であって次の要件を満たす株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄附金控除を適用する。</p> <p>(イ) 設立1年目の株式会社…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者</p> <p>(ロ) 設立2年目又は3年目の株式会社…特定新規中小企業者であって前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュ・フロー(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第112条第1号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう)が赤字であるもの</p> <p>② 特定中小会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除する。</p> <p>③ 特定中小会社(措法37の13①一～三)の区分に応じ発行された特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した居住者等については、特定株式の上場等の日において取得の日の翌日から引き続き3年を超えて所有していた当該株式をその上場等の日以後3年以内に譲渡した等一定の要件に該当する場合には、課税される譲渡益を1/2に軽減する特例は、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。</p>	平成20年4月1日以後に特定新規中小会社の株式を払込みにより取得する場合について適用する。
◎	上場株式等に 係る譲渡所得	措法37の 10, 平成	上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって10%(所得税7%、住民	

	等の課税の特例	20年改正措法附則43①	税3%)の軽減税率を廃止し、平成21年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)とする。	
◎	上場株式等に係る譲渡所得等の特例措置	平成20年改正措法附則43②	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)に上場株式等を譲渡した場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。	
○	上場株式等に係る源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例	平成20年改正措法附則45③	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)の源泉徴収口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)は10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。 この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える者については、その超える年分について、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。	
◎	上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置	措法8の4、平成20年改正措法附則32	居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)については、平成20年12月31日をもって10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を廃止し、平成21年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)とする。	
◎	上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置	平成20年改正措法附則33	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ)に対する源泉徴収税率(特別徴収税率)は10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。 この場合において、その年中の7%源泉徴収(3%特別徴収)の対象となった上場株式等の配当等(年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く)の金額の合計額が100万円を超える者については、その超える年分について、その上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用しない。	平成21年1月1日前に支払いを受ける配当等については、なお従前の例による。
◎	上場株式等の配当所得の申告分離選択課税	措法8の4	平成21年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、その居住者等は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税を選択できることとする。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計	

			<p>額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。</p> <p>なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も受けることができることとする。</p>	
◎	申告分離選択課税の税率の特例措置	平成20年改正措法附則32	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)に上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その年分において申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。</p>	
○	源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ	措法37の11の6	<p>居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、その居住者等がその金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収口座を開設しているときは、その配当等をその源泉徴収口座に受け入れることができることとする。</p>	<p>平成22年1月1日以後に支払う上場株式等の配当等(いわゆる金融商品取引業者等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階を目的)について適用する。</p>
○	上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との損益通算の特例	措法37の12の2① 平成20年改正法附則47	<p>その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除く)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る)から控除するものとする。</p>	<p>平成21年分以後の所得税について適用する。</p>
○	源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例(源泉	措法37の12の2⑥	<p>源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、その源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その配当等の額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率(特別徴収税率)を乗じて徴収</p>	<p>平成22年1月1日以後に支払う上場株式等の配当等(いわゆる</p>

	徴収口座内における損益通算)		すべき所得税(住民税)の額を計算することとする。 この場合において、その上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。	金融商品取引業者等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階を(目途)について適用する。
△	源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書	旧措法37の11の4 ⑧ 平成20年改正法附則45	① 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置を廃止する。	平成21年1月1日以後に源泉徴収口座において処理される上場株式等の譲渡に係る報告書について適用する。
		措法37の11の3⑦ 平成20年改正法附則44③	② 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等の額等を追加する。	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得と配当所得の損益通算の開始と同時に適用する。
△	配当等の支払調書及び支払報告書の提出等		① 10%(所得税7%、住民税3%)の源泉徴収税率を適用する上場株式等の配当等については、すべての配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、その支払調書の税務署への提出は要しないこととする。 ② 上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、その配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額等を記載した支払報告書を交付しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等につい	平成21年1月1日以後に支払う配当等について適用する。

			<p>ては、その報告書の支払を受ける者への交付は要しないこととする。</p> <p>また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、その支払報告書又は源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこととする。</p>							
△	源泉徴収義務の整備等	<p>措法9の3の2</p> <p>措法4の6の2②, 措規5</p> <p>措法37の11の6⑤</p>	<p>① 源泉徴収口座において損益通算を可能とするため、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、次の措置を講ずる。</p> <p>(イ) 証券会社及び銀行等(以下「支払事務取扱者」という)を通じて支払をする上場株式等の配当等について、その支払事務取扱者を源泉徴収義務者(特別徴収義務者)とする。</p> <p>(ロ) 公募株式投資信託の収益の分配に係る配当等について、その配当等の支払事務取扱者を源泉徴収義務者(特別徴収義務者)とする。</p> <p>(ハ) 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について源泉徴収した所得税又は特別徴収した住民税の納付期限を、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とする。</p>	平成22年1月1日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。						
		措法37の10④	② 居住者等が公募株式投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等譲渡所得の収入金額とみなして課税することとする。							
◎	省エネ改修工事に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除に係る特例	措法41の3の2④⑤⑥	<p>居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を含む増改築等(以下「省エネ改修工事等」という)を行った場合において、その家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の一定割合を所得税の額から控除する。</p> <p>この特例は、下記に掲げる「増改築等工事に係る住宅ローン減税」との選択適用とし、控除期間は5年とする。</p> <p>なお、控除率は、次のとおりとする。</p> <p>図表 住宅の省エネ改修促進税制の控除率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定の省エネ改修工事に係る工事費用(200万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅借入金等の年末残高</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	控除率	特定の省エネ改修工事に係る工事費用(200万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高	2%	上記以外の住宅借入金等の年末残高	1%	増改築等をした居住用家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用する。
区 分	控除率									
特定の省エネ改修工事に係る工事費用(200万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高	2%									
上記以外の住宅借入金等の年末残高	1%									

		〔証明書〕 本税制の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとする。																																
○	住宅ローン減税の増改築等工事の範囲の拡大	<p>措法41の3の2①②</p> <p>住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、現行制度において適用対象となっている大規模の修繕又は模様替等に加え、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定の省エネ改修工事を適用対象に追加する。</p> <p>なお、増改築等に係る住宅ローン減税、省エネ改修税制及びバリアフリー改修促進税制を比較すると次のとおりとなる。</p> <p>図表 増改築等に係る住宅ローン減税と省エネ改修税制等の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">増改築等に係る住宅ローン減税</th> <th>省エネ改修税制</th> </tr> <tr> <th>原則</th> <th>特例</th> <th>バリアフリー改修促進税制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税 額</td> <td>1～6年目…1.0%</td> <td>1～6年目…0.6%</td> <td>200万円までの工事費用…2%</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>7～10年目…0.5%</td> <td>11～15年目…0.4%</td> <td>200万円超の工事費用…1%</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>10年間</td> <td>15年間</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以上</td> <td>5年以上(死亡時一括償還)</td> </tr> <tr> <td>ローンの限度額</td> <td colspan="2">19年居住…2,500万円 20年居住…2,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>工事費用</td> <td colspan="2">100万円超</td> <td>30万円超</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔証明書〕 本税制の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとする。</p>	区 分	増改築等に係る住宅ローン減税		省エネ改修税制	原則	特例	バリアフリー改修促進税制	税 額	1～6年目…1.0%	1～6年目…0.6%	200万円までの工事費用…2%	控除率	7～10年目…0.5%	11～15年目…0.4%	200万円超の工事費用…1%	控除期間	10年間	15年間	5年間	償還期間	10年以上		5年以上(死亡時一括償還)	ローンの限度額	19年居住…2,500万円 20年居住…2,000万円		1,000万円	工事費用	100万円超		30万円超	増改築等をした居住用家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用する。
区 分	増改築等に係る住宅ローン減税			省エネ改修税制																														
	原則	特例	バリアフリー改修促進税制																															
税 額	1～6年目…1.0%	1～6年目…0.6%	200万円までの工事費用…2%																															
控除率	7～10年目…0.5%	11～15年目…0.4%	200万円超の工事費用…1%																															
控除期間	10年間	15年間	5年間																															
償還期間	10年以上		5年以上(死亡時一括償還)																															
ローンの限度額	19年居住…2,500万円 20年居住…2,000万円		1,000万円																															
工事費用	100万円超		30万円超																															

II 法人税関係

《法人税法》

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係																		
◎	減価償却制度	<p>法法31 平成20年 耐省令附 則2</p>	<p>① 法定耐用年数区分の見直し 法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに、次のような考え方により法定耐用年数を見直す。</p> <p>(イ) 機械及び装置の各耐用年数区分について、日本標準産業分類の中分類単位に大括り化(55区分)する。</p> <p>(ロ) 見直し後の法定耐用年数については、中分類毎に新たな耐用年数を設定(使用実態調査の結果、得られた耐用年数区分毎の平均使用年数(注)と一資産当たりの平均取得価額を使用し、加重平均の方法により算出)する。</p> <p>(注) 資本的支出を行っている耐用年数区分については、取得価額に対する資本的支出の割合に対応する年数分だけ平均使用年数を短縮する。</p> <p>(ハ) 実使用年数が短い等の理由により、新たな耐用年数をそのまま適用することが適当でない設備については、その中分類の中で細目として別立てする。</p>	<p>既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。</p>																		
		<p>耐用年数 省令 平成20年 耐省令附 則2</p>	<p>② 耐用年数表の見直し 耐用年数表については、減価償却資産の使用実態を踏まえ、項目数の多い別表第二(機械及び装置の耐用年数表)を中心に見直しが行われた。</p> <p>なお、耐用年数表の改正の考え方は、次のとおりとなる。</p> <p>図表 耐用年数表の見直し</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前の耐用年数表</th> <th>改正の考え方</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>区 分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置以外の有形減価償却資産</td> <td>別表第一</td> <td>別表第七より一部追加</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>別表第二</td> <td>390区分から55区分へ整理</td> </tr> <tr> <td>無形減価償却資産</td> <td>別表第三</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生物</td> <td>別表第四</td> <td>実態に合わせて見直し</td> </tr> </tbody> </table>	改正前の耐用年数表		改正の考え方	種 類	区 分		機械及び装置以外の有形減価償却資産	別表第一	別表第七より一部追加	機械及び装置	別表第二	390区分から55区分へ整理	無形減価償却資産	別表第三	—	生物	別表第四	実態に合わせて見直し	<p>既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。</p>
改正前の耐用年数表		改正の考え方																				
種 類	区 分																					
機械及び装置以外の有形減価償却資産	別表第一	別表第七より一部追加																				
機械及び装置	別表第二	390区分から55区分へ整理																				
無形減価償却資産	別表第三	—																				
生物	別表第四	実態に合わせて見直し																				

		<table border="1"> <tr> <td>汚水処理用減価償却資産</td> <td>別表第五</td> <td rowspan="2">統合されて別表第五(公害防止用減価償却資産)へ</td> </tr> <tr> <td>ばい煙処理用減価償却資産</td> <td>別表第六</td> </tr> <tr> <td>農林業用減価償却資産</td> <td>別表第七</td> <td>別表第一及び別表第二に統合</td> </tr> <tr> <td>開発研究用減価償却資産</td> <td>別表第八</td> <td>別表第六へ</td> </tr> </table>	汚水処理用減価償却資産	別表第五	統合されて別表第五(公害防止用減価償却資産)へ	ばい煙処理用減価償却資産	別表第六	農林業用減価償却資産	別表第七	別表第一及び別表第二に統合	開発研究用減価償却資産	別表第八	別表第六へ	
汚水処理用減価償却資産	別表第五	統合されて別表第五(公害防止用減価償却資産)へ												
ばい煙処理用減価償却資産	別表第六													
農林業用減価償却資産	別表第七	別表第一及び別表第二に統合												
開発研究用減価償却資産	別表第八	別表第六へ												
	<p>法令57⑦ ⑧, 法規 18 平成20年 改正法令 附則10</p>	<p>③ 耐用年数の短縮特例制度の手続きの簡素化 耐用年数の短縮特例について、本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができることとする。</p>	<p>平成20年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。</p>											
○	<p>寄附金の損金 算入限度額</p>	<p>法法37, 法令77の 2 平成20年 改正法令 附則9</p>	<p>特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得の金額の5% (改正前: 2.5%)相当額とする。</p>	<p>平成20年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。</p>										
○	<p>工事進行基準 の計上方法等</p>	<p>法法64, 法令129, 130 平成20年 改正法令 附則19</p>	<p>工事収益の計上方法等について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>① 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を2年以上から1年以上に、請負金額要件を50億円以上から10億円以上に、それぞれ見直す。</p> <p>② 工事進行基準を適用できる長期大規模工事以外の工事の範囲に、損失が生ずると見込まれる工事を追加する。</p> <p>③ 工事進行基準の対象に、ソフトウェアの受注制作を追加する。</p> <p>④ 工事進行基準の適用により計上した未収金は、その発注者を債務者とする金銭債権として、貸倒引当金制度等を適用することとする。</p>	<p>法人が平成20年4月1日以後に開始する事業年度において着手する工事(経過措置工事を除く)について適用し、法人が平成20年4月1日前に開始した事業年度において着手した工事(経過措置工事を含む)については、なお従前の例による。</p>										

《租税特別措置法》

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
◎	試験研究費の特別控除	措法42の4	<p>試験研究費に係る特別税額控除制度について、試験研究費の増加分に対する特別税額控除割合を上乗せする特例（いわゆる「増加型」）を改組し、次の特例のいずれかを選択適用できる制度を創設する。</p> <p>この制度における控除税額の上限は、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。</p> <p>① 増加型</p> <p>試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額の特別税額控除ができることとする。</p> <p>② 高水準型</p> <p>試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額の特別税額控除ができることとする。</p> <p>なお、超過税額控除割合は、次の算式のとおりとする。</p> <p>【算式】 $\text{超過税額控除割合} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$</p>	平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度から適用する。
◎	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却及び法人税額の特別控除	措法42の5①		適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。
◎	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	措法42の6①		適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。

◎	事業基盤強化設備（教育訓練）を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	措法42の7⑤⑥	<p>① 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度について、対象を中小企業者等に限定する。</p> <p>② 労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた特別税額控除割合(8%~12%)を乗じた金額の特別税額控除ができる制度に改組する。</p> <p>なお、特別税額控除割合は、次のとおりとする。</p> $\text{特別税額控除割合} = \left[\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労働費用}} - 0.15\% \right] \times 40 + 8\%$ <p>③ 本特例を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。</p>	教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における大企業分については、平成20年3月31日の適用期限の到来をもって廃止する。
◎	情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	措法42の11	<p>① 対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを追加する。</p> <p>② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等について、対象設備等の取得価額の合計額の最低限度を70万円（改正前300万円）に引き下げる。</p> <p>③ 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人について、対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。</p>	平成22年3月31日まで2年間延長する。
◎	交際費等の損金不算入	措法61の4		<p>① 適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。</p> <p>② 中小企業者に係る400万円の定額控除の適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。</p>

◎	<p>使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例</p>	<p>措法62 経過措置を定める法律4</p>		<p>① 適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。 ② 改正後の規定は、法人が公布日(平成20年4月30日)以後にする使途秘匿金の支出について適用され、法人が公布日前にした使途秘匿金の支出については従前の例による。</p>
◎	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</p>	<p>措法67の5①</p>		<p>適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。</p>
○	<p>欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度</p>	<p>措法66の13 経過措置を定める法律5</p>		<p>① 適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。 ② 中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を平成22年3月31</p>

				日まで2年間延長する。 ③ 改正後の規定は、法人の公布日(平成20年4月30日)以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、法人の公布日前に終了した事業年度分の法人税については、従前の例による。
◎	優良賃貸住宅の割増償却	措法47		優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置の適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。
○	外国子会社合算税制	措法66の6	① 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(いわゆる外国子会社合算税制)について、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の判定における同族株主グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人を加えることとする。 ② 適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、内国法人、特定外国子会社等その他の	特定外国子会社等又は特定外国法人の平成20年4月1日以後に終了する事業年

			<p>関連者とされる法人の役員等が支配する法人を加えることとする。</p> <p>③ 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、同税制の適用を受ける内国法人等の判定における特殊関係株主等の範囲に、特定株主等に該当する法人又は特殊関係内国法人の役員等が支配する法人を加えることとする。</p> <p>④ 適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、特殊関係株主等に該当する内国法人、特定外国法人その他の関連者とされる法人の役員等及びその役員等支配する法人を加えることとする。</p>	度について適用する。
○	移転価格税制	措法66の4 措規22の10	<p>① 国外関連者に関する明細書 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）の国外関連者に関する明細書について、国外関連者の営業収益等における通貨・単位の明示、株式等の保有割合における同一の者による株式等の被保有関係にある国外関連者に係る保有割合、国外関連者の従業員数、利益剰余金の額及び事前確認の有無の記載を行うこととする。</p> <p>② 徴収猶予制度の創設 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、租税条約の相手国との相互協議に係る徴収猶予制度を創設する。</p> <p>(イ) 徴収の猶予 租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合において、その申立てをした者が申請したときに、法人住民税又は法人事業税（相互協議の対象になるものに限る）の徴収を猶予する制度を創設する。徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴する。</p> <p>(ロ) 延滞金の免除 徴収の猶予をした法人住民税又は法人事業税に係る延滞金のうち猶予期間（申請の日が猶予した法人住民税又は法人事業税の納期限以前である場合には、申請の日から納期限までの期間を含む）に対応する部分は、免除する。</p> <p>(ハ) 国から地方団体への通知 国は、法人が移転価格税制に伴う相互協議の申立てをした場合等には当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨、</p>	② (ハ)の改正は、平成20年4月1日以後に行われる申請について適用する。

			移転価格税制により更正決定された法人税額等を通知する。 通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知する。	
--	--	--	---	--

Ⅲ 相続税関係

《相続税法》

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
◎	取引相場のない株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価	財基通180課評2-5他・20年3月14日	取引相場のない株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額及び総資産価額に乗じる利率の見直しを行う。	平成20年1月1日以後の相続等の評価から適用する。

《租税特別措置法》

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
○	特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例	旧措法69の5、旧措令40の2の2	現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置を講じたうえで廃止する。	
◎	住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例	措法70の3、70の3の2		適用期限を平成21年12月31日まで2年延長する。

